

高松市景観まちづくり協議会認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高松市景観条例（平成24年高松市条例第43号。以下「条例」という。）第17条及び第18条の規定に基づき、景観まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(団体規約の要件)

第2条 条例第17条第4号に規定する市長が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 設立目的
- (2) 名称
- (3) 活動地域
- (4) 活動の内容
- (5) 事務所の所在地
- (6) 構成員に関する事項
- (7) 役員の定数、任期及び職務に関する事項
- (8) 会議に関する事項
- (9) 会費及び会計に関する事項

(認定の申請)

第3条 協議会の認定を受けようとする団体の代表者（次条において「申請者」という。）は高松市景観まちづくり協議会認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体規約
- (2) 団体の活動地域を示す図面
- (3) 団体の構成員、役員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）を記載した書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(認定の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、速やかに、認定の適否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により協議会の認定を決定したときは、高松市景観まちづくり協議会認定通知書（様式第2号）により、申請者に通知しなければならない。

（認定の取消し）

第5条 市長は、条例第18条の規定により協議会の認定を取り消したときは、速やかに、高松市景観まちづくり協議会認定取消通知書（様式第3号）により当該協議会の代表者に通知しなければならない。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

様式第1号（3条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住 所

団体名

代表者 氏 名

⑩

電 話（ — ）

高松市景観まちづくり協議会認定申請書

景観まちづくり協議会の認定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

協 議 会 の 名 称	
協議会の事務所の所在地	
主たる活動の内容	
協議会の構成員数	

様式第2号（4条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市景観まちづくり協議会認定通知書

年 月 日付けで申請のあった景観まちづくり協議会の認定については、次のとおり認定したので、高松市景観まちづくり協議会認定要綱第4条第2項の規定により通知します。

1 協議会の名称

2 認定番号 第 号

3 認定年月日 年 月 日

様式第3号（5条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市景観まちづくり協議会認定取消通知書

景観まちづくり協議会の認定を、次の理由により取り消したので、高松市景観まちづくり協議会認定要綱第5条の規定により通知します。

1 協議会の名称
及び所在地

2 認定番号 第 号

3 認定年月日 年 月 日

4 取消年月日 年 月 日

5 取消理由